

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月26日
【会社名】	日本カーリット株式会社
【英訳名】	JAPAN CARLIT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出口 和男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田和泉町1番地
【電話番号】	東京(5821)2020(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 柴田 良明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田和泉町1番地
【電話番号】	東京(5821)2020(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 柴田 良明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成25年4月26日開催の取締役会において、株主総会での承認決議等所定の手続を経た上で、単独株式移転の方法により持株会社（「カーリットホールディングス株式会社」）を設立することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

## 2【報告内容】

### (1) 株式移転の目的

当社は、大正7年の創業以来、爆薬、信号用火工品、工業薬品、農薬、電極・電解装置、電子材料、機能性材料など、様々な事業分野へ進出してまいりました。また、当社グループ（日本カーリット株式会社他連結子会社9社・関連会社2社のことを指し、以下「グループ」という）では、ボトリング事業、シリコンウェーハ事業および研削材や塗料・塗装事業等を行い、技術力を礎に事業活動を展開しております。

平成23年度にスタートしました中期3カ年経営計画『飛躍500』では、「事業領域の拡大、市場の拡大、シェアの拡大という3つの拡大戦略により売上高500億円の化学会社への成長」を基本方針に企業価値の向上に努めております。具体的には、平成23年10月に東南アジア地域での事業展開を図るためシンガポールに現地法人Carlit Singapore Pte.Ltd.を設立、平成24年8月には各種耐火・耐熱金物、公害防止機器部品の製造販売等を行っている並田機工株式会社を連結子会社とし、新たに金属加工分野での事業展開を図りグループとしての拡大戦略を遂行しております。

中期経営計画の完遂、さらには次期「中・長期計画」を見据えると、今後も海外現地法人の設立やM&A、他社との戦略的提携など事業再編は不可欠と考えており、継続的な成長やさらなる業容の拡大など、企業価値をより高める体制として、グループ全体の経営戦略の策定と業務執行機能を分離した「純粋持株会社」体制へ移行する時期にあると判断しております。持株会社制への移行により、持株会社は、グループ横断的な戦略の立案や実施、経営管理、資金・人材の適正配分などを行い、包括的な立場から各事業会社を支援することになり、各事業会社は、それぞれの事業に専念することになります。また、中立的な観点での事業評価・監査などにより透明性が高まり、ガバナンス体制の強化および経営責任の明確化ならびに経営構造改革のスピードアップ化により一層の企業価値の向上に資するものと考えております。

以上の目的のため、当社は平成25年6月27日に開催予定の第116回定時株主総会での承認を前提に、平成25年10月1日を目処に株式移転により持株会社を設立いたします。持株会社は、株式会社東京証券取引所への新規上場を申請する予定です。また、当社は本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の上場に先立ち、株式会社東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。

## (2) 株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）、その他の株式移転計画の内容

## 当該株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

## 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	カーリットホールディングス株式会社 (完全親会社)	日本カーリット株式会社 (完全子会社)
株式移転に係る割当ての内容	1	1

## (注)

## 1 株式移転比率

株式移転の効力発生日の前日における最終の株主名簿に記録された当社の普通株式を保有する株主の皆さまに対し、その保有する当社普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

## 2 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

## 3 株式移転により交付する新株式数（予定）

20,600,000株

ただし、本株式移転の効力発生前に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生日において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。

## その他の株式移転計画の内容

## ア 株式移転の日程

定時株主総会基準日	平成25年3月31日（日）
株式移転計画承認取締役会	平成25年4月26日（金）
株式移転計画承認定時株主総会	平成25年6月27日（木）（予定）
上場廃止日	平成25年9月26日（木）（予定）
持株会社設立登記日（株式移転効力発生日）	平成25年10月1日（火）（予定）
持株会社上場日	平成25年10月1日（火）（予定）

## イ その他の株式移転計画の内容

その他の株式移転計画の内容は、以下「株式移転計画書」に記載のとおりであります。

## 株式移転計画書

日本カーリット株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙「カーリットホールディングス株式会社定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「カーリットホールディングス株式会社」とし、英文では、「Carlit Holdings Co., Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都中央区に置く。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「カーリットホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

（乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称）

第2条 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

出口和男、富澤満、廣橋賢一、山本秀雄、和久井幸男（社外）

2. 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

古屋直樹（社外）、安達義二郎（社外）、佐々木正昭、小沼幸治、山本光介（補欠の社外監査役）

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行する普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

（乙の資本金及び準備金の額）

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

1,204,600,000円

(2) 資本準備金の額

301,150,000円

(3) 利益準備金の額

0円

(4) その他資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記(1)の額及び(2)の額の合計額を減じて得た額

(5) その他利益剰余金の額

0円

(乙の成立の日)

第5条 乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成25年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第6条 甲は、平成25年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

(乙の上場証券取引所)

第7条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定する。

(乙の株主名簿管理人)

第8条 乙の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

(事情変更)

第9条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力の発生)

第10条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。)が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成25年4月26日

甲：東京都千代田区神田和泉町1番地  
日本カーリット株式会社  
代表取締役社長 出口 和男

カーリットホールディングス株式会社  
定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、カーリットホールディングス株式会社と称し、英文では、Carlit Holdings Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 爆薬、火工品その他一般火薬類の製造および売買
- (2) 塩素酸塩類、亜塩素酸塩類、過塩素酸塩類その他一般化学工業品の製造および売買
- (3) 農薬、農業資材の製造および売買
- (4) 電子部品ならびに電子部品の原材料の製造および売買
- (5) 機能性材料の製造および売買
- (6) 試薬および医薬部外品の原材料の製造および売買
- (7) 研削材その他一般電気化学工業品の製造および売買
- (8) 化学機械器具ならびに装置類の設計、製作、据付、売買、賃貸および技術指導
- (9) 建築物、電気工作物ならびに配管施設の設計、施工および工事監理
- (10) 不動産の賃貸、管理および運用
- (11) 清涼飲料水の製造および売買
- (12) 一般貨物自動車運送事業ならびに倉庫業
- (13) 塗料、絵具およびインキの販売ならびに塗装工事
- (14) 溶剤顔料および付属原材料の売買
- (15) ステンレス鋼等の各種耐火、耐熱金物の製造および売買
- (16) 公害防止機器の各種部品の製造および売買
- (17) 各種産業用製缶加工品、機械加工品の製造および売買
- (18) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理、運営ならびに電気の売買
- (19) 産業廃棄物の収集、運搬、処理および再生
- (20) 前各号に付帯関連する一切の事業
- (21) 他会社に対する投資又は会社設立の発起人となること

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、不測の事態により電子公告出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

### (自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### (株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

### (株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。



( 社外取締役の責任限定 )

第28条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意で重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

( 員数 )

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

( 選任方法 )

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

( 補欠監査役の選任 )

第31条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

( 任期 )

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

( 常勤の監査役 )

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

( 監査役会の招集通知 )

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

( 監査役会規程 )

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

( 報酬等 )

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

( 社外監査役の責任限定 )

第37条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意で重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計算

( 事業年度 )

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

( 剰余金の配当 )

第39条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成26年3月31日までとする。

(最初の取締役および監査役の報酬等)

第2条 当社の最初の取締役に対する、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの額(以下「当初金銭報酬」という。)は、第27条の規定にかかわらず、年額240百万円以内とする。(但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)

2 当社の最初の監査役に対する当初金銭報酬は、第36条の規定にかかわらず、年額60百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

(3) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

本株式移転におきましては、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまの所有する当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関の算定は行っておりません。

(4) 株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	カーリットホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都中央区
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 出口 和男
資本金の額	1,204,600,000円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	子会社等の経営管理およびそれに附帯または関連する業務

以上